

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団
評 議 員 会
議 事 次 第

日時:2023 年7月12日(水) 17 時 30 分～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 9階
公益財団法人日本陸上競技連盟 会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 報告事項

- ・ 東京 2025 世界陸上財団 運営の方向性について
- ・ 第1回理事会の開催結果について

(2) 決議事項

- ・ 第1号議案 各種規程類について
- ・ 第2号議案 報酬額の決定について

3 閉 会

一般財団法人東京2025世界陸上財団評議員名簿

(敬称略、五十音順)

	役職	氏名	所属先役職等
1	評議員	大橋 卓生	弁護士、JSC暴力行為等調査委員会委員長代理
2	評議員	三屋 裕子	日本バスケットボール協会会長
3	評議員	矢嶋 雅子	弁護士、ニューヨーク州弁護士、慶應義塾大学大学院法務研究科教授

東京2025世界陸上財団 運営の方向性

前回の世界陸上東京大会から32年。
この間、多くの国際スポーツ大会が
私たちに感動を届けてくれました。

2019年のラグビーワールドカップでは、
日本代表の奮闘が多くの人々に勇気を与えました。
「ONE TEAM」という言葉は流行語となり、
社会的ムーブメントを巻き起こしました。
チケットの販売率は99%という驚異的な数字を達成し、
多くの人々がスタジアム、ファンゾーンで試合を楽しみました。

2020年に開催が予定されていた、
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、
新型コロナウイルスの影響で史上初の延期となり、
翌年迎えた大会では、
コロナ禍でもベストを尽くすアスリートの姿に
多くの人々が共感し、スポーツの魅力を
再確認する機会となりました。

今までにない観戦スタイル、都市型スポーツ・・・
新たなスポーツとの出会いも生まれました。
そして、いま、各スポーツの現場には、
選手や観客たちの“声”が戻りつつあります。

こうした中、私たち世界陸上財団は、
今の国際スポーツ大会を取り巻く環境も踏まえたうえで、
これからの時代にふさわしい国際大会の姿を実現し、
スポーツの普遍的な価値を未来につなげてまいります。

1991	世界陸上 東京大会
⋮	
2007	世界陸上 大阪大会
⋮	
2019	ラグビーワールドカップ2019™日本大会
2020	
2021	東京2020大会
2023	2023WORLD BASEBALL CLASSIC™ 世界水泳選手権2023福岡大会
2024	神戸2024世界パラ陸上競技選手権大会
2025	世界陸上 東京大会 デフリンピック
2026	愛知・名古屋2026アジア競技大会

大会概要

- 2年毎に開催される、世界最高峰の陸上競技大会
- 東京での開催は1991年大会以来であり、2007年大阪大会を含めて、通算3回目の日本開催

主催

- ワールドアスレティックス (WA、世界陸連)

大会会期

- 2025年9月13日 (土) ~ 21日 (日)

会場

- 東京・国立競技場
(マラソン、競歩は東京都内での実施を予定)

主な数字

- 選手 約2,000人
- 参加国・地域 約210カ国・地域
- 実施種目 49種目 ※ブダペスト大会
(男子24種目、女子24種目、混合1種目)

大会運営組織

- 一般財団法人東京2025世界陸上財団
- 設立者：公益財団法人日本陸上競技連盟

Index

01 | 世界陸上財団の目指すもの

02 | ガバナンス確保の取組

03 | 役員等の選任について

世界陸上は

世界のすべてのWA加盟国・地域から約2,000人の選手が出場する、陸上競技の世界最高峰の大会

◆ Mission

▶ 多くの人々に夢や希望を届ける

トップアスリートの活躍を 満員のスタジアムで

最高の競技環境の下でアスリートが躍動する姿を人々に届け、感動や興奮を共有



参画の仕組みづくり

未来を担う子供をはじめ、多くの方々が大会に参画



- ▶ **陸上やスポーツの魅力と価値を世界へ**広め、それらに親しめる取組を推進
東京や日本の素晴らしさも積極的に発信します。

▶ 今後の国際スポーツ大会のモデルを示す

陸上は

走る



跳ぶ



投げる



いつでも、だれでも楽しむことができる シンプルな スポーツ

スポーツの原点に立ち返り、

- ▶ シンプルな運営などを通じて、**持続可能な大会**を目指します。
- ▶ **スポーツの根幹**である **フェアネス**を体現した信頼される組織とします。

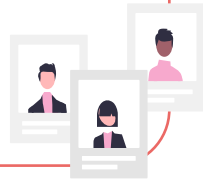
世界陸上財団のガバナンス確保の考え方

- 現在、国際スポーツ大会の開催に対する都民・国民の視線は厳しさを増している
2025年、東京で開催される世界陸上を成功させるためには、都民・国民の理解や共感を得ることが不可欠
- スポーツの根幹はフェアネスにあり、国際スポーツ大会の運営組織も、公正で信頼されることが求められている

こうした考えの下、現在、スポーツ界が直面する課題に対して、私たちは正面から取り組んでいくことを宣言します。

役員等の公正な選考

- 有識者を含む選考委員会を設置
- 選任方針の策定
- 選任理由の公表



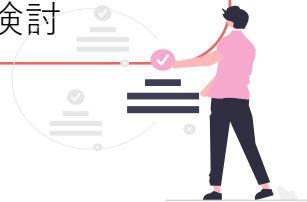
厳正な契約手続き

- 財団内に弁護士・会計士を含むチェック体制を構築し監督
- 財団の外部でも重層的なチェックの仕組みを構築



利益相反問題の防止

- 専門人材の直接雇用等を活用
- 特にマーケティング部門には広告代理店からの出向を受け入れない
- スポンサー確保では、公募など透明性の高い手法を検討



実効的な監査体制及び手法

- 監査室、監事、会計監査人が密に連携する三様監査体制を構築し、監査機能を強化
- 不正の未然防止、早期発見のためのリスクアプローチの監査手法導入



情報の積極的な公開

- 東京都に準じた情報公開制度を導入
- 非公開情報についても第三者委員会がチェック



役員等選考について

- 適正なガバナンスが確保された、公正で信頼される大会運営組織とするため、東京都の「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」（令和4年12月）などを踏まえ、有識者を含む委員で構成する「2025年世界陸上競技選手権大会開催に係る大会運営組織 設立時役員等候補者選考委員会」（以下「役員等候補者選考委員会」）を設置
- 役員等候補者選考委員会において、まず、選任に係る考え方や基本方針、役員等に求められる資質などについて議論し、「設立時役員等選任方針」として取りまとめ
- 当該選任方針に基づき、具体の候補者について選考を実施
- 選考・決定した役員等候補者について、日本陸上競技連盟理事会に推薦し、その承認を経て、役員等候補者が最終決定

役員等候補者選考委員

	氏名	現職
委員長	すずき ひでお 鈴木 英穂	日本陸上競技連盟事務局長
委員	すとう みわ 須藤 実和	公認会計士、慶應義塾大学大学院 特任教授、 日本オリンピック委員会理事
委員	まつお ゆみこ 松尾 祐美子	弁護士、ニューヨーク州弁護士、東京都における国際スポーツ大会の ガバナンス強化に向けた有識者会議 委員
委員	わたなべ としひで 渡邊 知秀	東京都生活文化スポーツ局次長

役員等選任方針の概要

基本方針

- ✔ スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進する観点から、また、多様な価値観や発想を反映させるため、**男女双方**とも、役員等の割合を**原則40%以上**
- ✔ 議論の活性化や理事に対するチェック機能の向上、より専門的・客観的な視点からの組織運営の監督といった観点から、**外部役員**等の割合を**25%以上**

共通して求められる一般的な資質

- ✔ 2025年世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展に理解があること
- ✔ 関係法令等に理解があり、コンプライアンス意識が高いこと
- ✔ 人権や多様性の尊重、持続可能性の追求など、昨今の社会的要請に対し理解があること
- ✔ 政治的中立を保って職務を遂行できること

知識・経験・能力等の資質

- ✔ 競技運営等に関する知識・経験
- ✔ 国際スポーツ大会等に関する知識・経験
- ✔ ガバナンス・コンプライアンスに関する知識・経験
- ✔ 関係法令に一定の知見を有し、独立性を維持しつつ、理事の職務の執行等を監査できる能力（監事）

- **必要不可欠でコンパクトな体制**を企図し、選任方針に基づき、主に、① **競技運営**、② **国際スポーツ大会**、③ **ガバナンス・コンプライアンス**、それぞれに関する知識・経験という3つの要素を踏まえ選任
- **ジェンダーバランスを確保する観点**から、理事・監事・評議員それぞれで、**男女双方の割合を原則40%以上**に
- **適正なガバナンス体制を確保**するとともに、**大会準備・運営の実務も考慮**した布陣に

理事

(設立時10名)

- **陸上競技や大会運営を熟知**し、また、**国内外のスポーツ界の動向に精通**している者として、日本陸上競技連盟の関係者を3名選任
うち1名は、**ジェンダー平等や多様性の尊重などに造詣**のある女性を選任
- **大規模な国際スポーツ大会の開催準備の経験**や、公務員としての**豊富な行政経験・組織マネジメント経験**を有する者として、東京都の関係者を3名選任
- **ガバナンスやコンプライアンスに精通**し、スポーツ界にも造詣のある**法律の専門家**を2名選任
- **アスリートファーストの大会を実現**させるため、**アスリート**を男女1名ずつ選任

- ✓ **各分野からバランス良く人選**、ガバナンスを適正に確保しつつ、**大会準備・運営の着実かつ円滑な推進体制を確保**
- ✓ それぞれが**責任を持って活発に議論**ができる、**コンパクトで「機能する理事会」**に

監事

(設立時2名)

- **監査実績が豊富で、財務や会計に関する豊富な知識・経験**を有し、スポーツ界にも関わりのある**会計の専門家**を1名選任
- **ガバナンスやコンプライアンスに精通し、国際的な視野**も有している**法律の専門家**を1名選任

理事の職務執行の**適正な監視・監督体制**を確保

評議員

(設立時3名)

- **ガバナンスやコンプライアンスに精通し、競技団体等で役員等を務めるなど、スポーツ界に造詣**がある**法律の専門家**を1名選任
- **スポーツ界に造詣**があり、**競技団体や企業での組織マネジメント経験**がある者を1名選任
- **ガバナンスやコンプライアンスに精通し、国の審議会等委員や大学教授などの幅広い経験**を持つ**法律の専門家**を1名選任

中立的・客観的な立場で、法人運営を**適正に監視・監督する体制**を確保



〔理事〕

うしおだ つとむ
潮田 勉

1962年 1月18日生

東京都副知事

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

また、東京都のオリンピック・パラリンピック準備局長として、ラグビーワールドカップ2019™や東京2020大会の開催準備に携わった経験があり、財務局長としても、国、都、東京2020大会組織委員会で共同実施する事業のコスト管理や執行統制の強化に関わるなど、大規模国際スポーツ大会に関して豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

おがた みつぎ
尾縣 貢

1959年 6月29日生

公益財団法人日本陸上競技連盟会長

〔選任理由〕

日本陸上競技連盟会長として、陸上競技や大会運営等に精通しているほか、2025年世界陸上を日本に招致するなど、世界陸上の開催趣旨を理解し、陸上競技の発展に努めている。

また、日本オリンピック委員会常務理事や同委員会選手強化本部長、東京2020大会選手団総監督などを歴任しており、国内外のスポーツ界の動向に精通しているほか、大学教授も務めるなど、その幅広い経験から、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

以上から、競技運営の中心的な役割のほか、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

かざま あきら
風間 明

1955年5月18日生

公益財団法人日本陸上競技連盟副会長

〔選任理由〕

日本陸上競技連盟副会長として、陸上競技や大会運営等に精通しているほか、2025年世界陸上を日本に招致するなど、世界陸上の開催趣旨を理解し、陸上競技の発展に努めている。国際陸上競技連盟（ロンドン）での勤務経験や、日本陸上競技連盟事務局長を務めた経験などから、陸上競技界における実務経験も豊富で、国内外のスポーツ界の動向にも精通している。

また、日本陸上競技連盟が中長期計画で掲げるSDGsの目標達成に向け、実質的な旗振り役を務めており、人権や多様性の尊重、持続可能性の追求などにも理解が深い。

以上から、競技運営の中心的な役割のほか、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

たけいち たかし
武市 敬

1960年4月17日生

東京都参与 / 一般財団法人東京都人材支援事業団理事長

〔選任理由〕

東京都において副知事を務めるなど、公務員としての豊富な行政経験を通じ、組織マネジメント力に長けているほか、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

また、2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京招致に携わった経験のほか、東京都の財務局長として、東京2020大会に関し、国、都、組織委員会で共同実施する事業のコスト管理や執行統制の強化に関わった経験があり、大規模国際スポーツ大会に関して豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

とべ なおと
戸邊 直人

1992年 3月31日生

陸上競技選手(走高跳) / 公益財団法人日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長

〔選任理由〕

現役陸上競技選手（走高跳）であり、男子走高跳の日本記録保持者。オリンピックや世界陸上をはじめ、数多くの国際大会への出場経験があり、世界室内ツアーでは、日本人初のツアー総合優勝を成し遂げるなど、高い競技実績を有しており、陸上競技や大会運営等に関し、アスリート目線からの豊富な知識・経験を有している。

また、日本陸上競技連盟アスリート委員会委員長として、世界陸上の開催趣旨に深い理解を有し、アスリートの視点から、陸上競技の社会的役割や価値の向上、普及・発展に努めている。

以上から、アスリートの意見を束ね、大会の準備・運営等にその意見を反映させる役割を期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

のぐち
野口 みずき

1978年 7月3日生

元陸上競技選手(長距離走・マラソン) / スポーツ解説者

〔選任理由〕

元陸上競技選手（長距離走・マラソン）で、女子マラソンのアジア・日本記録保持者。オリンピックや世界陸上をはじめ、数多くの国際大会に出場し入賞した経験がある。特に、アテネオリンピック・女子マラソンで金メダルを獲得するなど、高い競技実績を有しており、陸上競技や大会運営等に関し、アスリート目線からの豊富な知識・経験を有している。

また、各地の市民マラソン大会にゲストランナーとして参加するなど、陸上競技の普及啓発活動に積極的に取り組んでおり、世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展に深い理解を有している。

以上から、女性アスリートの声を代弁し、大会の準備・運営等にアスリートの目線を取り入れる役割を期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

ひろせ しの
広瀬 史乃

1967年3月8日生

弁護士 / 一般財団法人全日本野球協会常務理事

〔選任理由〕

弁護士として、訴訟や知的財産法など法律に関する専門知識と経験を有し、企業法務及びコンプライアンス問題に精通している上、複数企業の社外役員も務めるなど、企業活動やガバナンスに関する幅広い見識を有している。企業の社外役員としてダイバーシティの推進にも携わるほか、海外との文化交流を推進する団体の役員も務めるなど、人権や多様性の尊重にも理解が深い。

また、日本で国際大会開催（2023年）を控える日本バスケットボール協会や、全日本野球協会の役員として、ガバナンス・コンプライアンス面から組織運営に貢献しており、スポーツ界の動向や大会運営にも精通している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

やぎ ゆり
八木 由里

1973年2月17日生

弁護士 / スポーツ仲裁裁判所仲裁人

〔選任理由〕

国際馬術連盟（FEI）司法部門への派遣経験（スポーツ庁派遣事業）や国際スポーツ連盟での委員の経験を有し、国際スポーツ法に精通しているほか、日本スポーツ仲裁機構やスポーツ仲裁裁判所（CAS）での仲裁人経験など、スポーツ仲裁（紛争解決）に関する専門知識と経験を有している。JSCのスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会特別委員やIOCセーフガーディングオフィサーとしてスポーツにおけるセーフガーディングにも理解が深い。

また、スポーツ団体の理事や委員等としてガバナンス・コンプライアンス面からスポーツ組織の運営にも貢献している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

よこやま ひでき
横山 英樹

1962年9月14日生

東京都生活文化スポーツ局長

〔選任理由〕

東京都において、公務員としての豊富な行政経験があり、これまで数々の職務を積み重ねる中で、高いコンプライアンス意識をはじめ、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

また、東京都の生活文化スポーツ局長として、スポーツ振興を所管しており、スポーツ政策に造詣があるほか、東京2020大会において、大会の気運醸成や東京の魅力発信などに取り組むホストシティプロジェクトを推進した実績があり、大規模な国際スポーツ大会に関して豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔理事〕

らいた きょうこ
來田 享子

1963年8月17日生

中京大学スポーツ科学部スポーツ教育学科教授
公益財団法人日本陸上競技連盟常務理事

〔選任理由〕

大学教授として、スポーツやオリンピックの歴史、スポーツとジェンダーに関する研究に携わっており、スポーツのほか、人権や多様性の尊重などに深い造詣を有している。日本陸上競技連盟の常務理事として、世界陸上の開催趣旨や陸上競技の発展にも理解がある。

また、東京2020大会組織委員会や愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会、日本ボッチャ協会など多くのスポーツ関連団体の役員を務めるなど、大規模国際スポーツ大会に関して豊富な知識・経験を有している。

以上から、大会運営組織の組織運営や業務執行等について適切に関与することが期待でき、理事として適任である。



〔監事〕

くどう ようこ
工藤 陽子

1961年11月30日生

カリフォルニア州公認会計士 / 公益財団法人日本バレーボール協会監事

〔選任理由〕

カリフォルニア州公認会計士の資格を持ち、複数企業の社外役員も務める中で、業務・財産の状況の調査や計算書類等の監査の実績を数多く積んできており、財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有している。これまで、ダイバーシティ&インクルージョンや女性の社会参画支援、ジェンダー格差の解消などの取組にも関わってきており、人権や多様性の尊重にも理解が深い。

また、日本バレーボール協会監事として、ガバナンス・コンプライアンスの面から組織運営に貢献しているほか、女性アスリートのキャリア支援にも取り組んだ実績があり、スポーツ界の動向や大会運営に精通している。

以上から、理事の職務執行について、適正な監視・監督が期待でき、監事として適任である。



〔監事〕

わたなべ たけし
渡邊 剛

1967年2月17日生

弁護士 / ニューヨーク州弁護士

〔選任理由〕

大手法律事務所のパートナー弁護士として、これまでに、企業法務やコーポレート・ガバナンス、危機管理などに関する案件を数多く手掛けてきており、ガバナンス・コンプライアンス問題に豊富な知見を有しているほか、海外勤務の経験から国際的な視野を持ち合わせている。

また、法曹界で権威あるアワードである「Best Lawyers」を4年連続受賞した実績があるほか、弁護士としての長年の経験から、高いコンプライアンス意識はもとより、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

以上から、理事の職務執行について、スポーツ界の常識に捉われない外部目線での適正な監視・監督が期待でき、監事として適任である。



〔評議員〕

おおはし たかお
大橋 卓生

1968年6月3日生

弁護士 / 日本スポーツ振興センター(JSC)スポーツ指導における暴力行為等に関する
第三者相談・調査委員会委員長代理

〔選任理由〕

弁護士として、スポーツ法やスポーツを取り巻くコンプライアンス問題に精通しているほか、JSCスポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会委員長代理も務めており、人権や多様性の尊重にも理解が深い。

また、日本オリンピック委員会や多数の競技団体での役員等の経験があり、スポーツ界の動向や大会運営に精通しているほか、大学教授も務めるなど、その幅広い経験から、高いコンプライアンス意識はもとより、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。



〔評議員〕

みつや ゆうこ
三屋 裕子

1958年7月29日生

公益財団法人日本バスケットボール協会会長

〔選任理由〕

元アスリートとしてオリンピック出場経験があるほか、各種競技団体の役員等を歴任してきており、国内外のスポーツ界の動向に精通している。

また、スポーツ団体等の役員や企業経営など、組織マネジメントの経験があり、ガバナンスに関して豊富な知見を有している。特に、日本バスケットボール協会の会長として、競技や指導における暴力・暴言の根絶など、インテグリティを重視した組織改革を推進してきており、高いコンプライアンス意識とともに、健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。



〔評議員〕

やじま まさこ
矢嶋 雅子

1969年5月22日生

弁護士 / ニューヨーク州弁護士 / 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

〔選任理由〕

大手法律事務所のパートナー弁護士として、主に企業紛争解決一般（危機管理・不祥事関連争訟等）を手掛けており、これまで多くの紛争予防・解決、訴訟等の経験から、ガバナンス・コンプライアンス問題に豊富な知見を有している。

また、法曹界で権威あるアワードである「Best Lawyers」を9年連続受賞した実績があるほか、国の審議会等委員や大学教授としての幅広い経験や立場から、高いコンプライアンス意識はもとより、持続可能性などの社会的要請や健全な組織風土の形成に対する深い理解を有している。

以上から、法人運営について、適正な監視・監督が期待でき、評議員として適任である。

評議員会に関する規程

○評議員会運営規程

当法人の**評議員会の運営に関して必要な事項**を定めた規程

役員等に関する規程

○役員等旅費規程 ※都に準じた内容を規定

当法人の用務で**役員等が出張等する場合に支給する旅費**に関して必要な事項を定めた規程

○役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程 ※都に準じた内容を規定

役員及び評議員の報酬等並びに費用（職務執行に当たり負担する費用）に関して必要な事項を定めた規程

○役員等行動規範

役員等に求められる行動規範を、「**取組姿勢**」「**コンプライアンス**」「**組織風土・職場環境**」「**人権や多様性の尊重**」の4つの視点で明示

○役員等懲罰規程【別紙】

○役員等懲罰指針

役員等が遵守すべき義務に違反した場合の責任を明確にするため、違反行為の代表的な事例に対する標準的な処分量定を定めた指針

懲罰制度の構築

- 法規や各種規程等に違反する行為等、**処分の対象となる行為や処分内容を定めた「役員等懲罰規程」を策定・周知** ※職員に対する同様の規程（「職員懲罰規程」）は第1回理事会において決定済み

上記取組に関する規定

<役員等懲罰規程>

- ・ 4条1項「違反行為とは、第2条に規定した者（評議員・理事及び監事）が行う次の各号に該当する行為をいう。
 - 一 法規及び当法人の定める各種規程に違反する行為
 - 二 反倫理的な行為
 - 四 当法人の利益に反する行為及び不適切な働きかけ並びにそれらが疑われる行為」など
- ・ 5条「当法人は、違反行為を行ったものに対して、違反行為の内容・程度及び情状に応じ、以下の処分を行うことができる。
 - 一 解任 二 戒告」
- ・ 6条「前条の処分は、…第三者審査委員会が中立かつ公平に審査し、事務総長に答申する」
- ・ 11条「当法人の処分が必要とされた場合は、以下の手続きを行う。
 - 一 役員等（事務総長を除く。）に関する手続き
 - 二 事務総長に関する手続き」

一般財団法人東京2025世界陸上財団 各種規程類一覧

項番	規程名	目的・内容
1	・ 一般財団法人東京2025世界陸上財団 評議員会運営規程	定款に基づき、評議員会の運営に関し必要な事項を定めた規程
2	・ 同 役員等旅費規程	当法人の用務のため出張旅行し、又は当法人主催のイベント・会議等に出席する役員等に支給する旅費に関し必要な事項を定めた規程
3	・ 同 役員及び評議員の報酬並びに費用に 関する規程	定款に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めるとともに、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする規程
4	・ 同 役員等行動規範	当法人を、適正なガバナンスが確保され、スポーツの根幹であるフェアネスを体現した信頼される組織とするために、すべての役員等が取るべき行動を定めた規範
5	・ 同 役員等懲罰規程	法令遵守及び事業執行の公正さに対して都民及び国民から不信を招く行為の防止を図り、もって当法人に対する社会的な信頼を確保することを目的とする規程
6	・ 同 役員等懲罰指針	役員等が、役員等として遵守すべき義務に違反した場合の責任を明確にするとともに、役員等の違反行為を未然に防止することを目的とする指針

誓 約 書

私は、一般財団法人東京2025世界陸上財団の評議員（理事・監事）就任にあたり、法令並びに定款、各種規程及び役員等行動規範等を遵守し、公正かつ誠実に職務を全うすることを誓います。

令和 年 月 日

氏 名 _____

一般財団法人東京2025世界陸上財団
会長 ●● ●● 様

一般財団法人東京 2025 世界陸上財団

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人東京 2025 世界陸上財団と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、ワールドアスレティックス（世界陸連）が主催し 2025 年に東京都で開催される東京 2025 世界陸上競技選手権大会（以下、「東京 2025 世界陸上」という。）の準備及び運営に関する事業を行い、もって東京 2025 世界陸上を成功させること、また、東京 2025 世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与するとともに、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 東京 2025 世界陸上の準備及び運営に関する事業
- (2) 東京 2025 世界陸上の準備及び運営について、内外の関係機関、団体等との連絡及び協力に関する事業
- (3) 東京 2025 世界陸上を通じて、都民及び国民のスポーツの普及、振興を図り、健康増進と豊かな生活の形成に寄与する事業
- (4) 東京 2025 世界陸上を通じて、開催地である東京及び日本のプレゼンス向上に資するために必要な事業
- (5) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の拠出)

第5条 当法人の設立に際して、設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。
現金 金 3百万円

(基本財産)

第6条 当法人の基本財産は、第4条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、前条に掲げる財産及び評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において決議を得なければならない。

(事業年度)

第7条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 当法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

2 評議員は、当法人の理事及び監事又は使用人を兼務することはできない。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認

可を要する法人をいう。)

- 3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(任期)

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第15条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 評議員及び理事、監事の懲戒処分
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (6) 定款の変更
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) 重要な財産の処分又は譲受け
 - (9) 重要な事項として理事会が評議員会に付議した事項
 - (10) その他評議員会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

- 2 前項に掲げるもののほか評議員会の運営に関し必要な事項は法令又はこの定款に定められた事項を除き、評議員会において定めるものとする。

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が評議員会を招集する。
- 4 評議員会を招集するには、会長は、評議員会の日5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、会長はあらかじめ評議員より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第92条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により招集の通知を発することができる。ただし、評議員の承諾は、評議員に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。
- 6 第4項、第5項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会は、互選により、評議員のうちから議長1名を選任する。

- 2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その評議員会に出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を一般法人法上の代表理事とする。
- 3 前項の代表理事を会長とし、会長以外の理事の中から副会長及び事務総長を置く。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事をもって一般法人法第 197 条において準用する一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事(会長)、副会長、事務総長及び事務総長以外の業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を執行する。
- 3 会長、事務総長及び理事会の決議によって業務執行理事として選定された理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。
- 3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 4 その他、監事に認められた法令上の権限を行使する。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。なお、増員された理事の任期は、他の在任理事の任期が満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第30条 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する第 114 条の規定により、理事会の決議をもって、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 198 条において準用する第 115 条の規定により、理事（当法人の使用人でない者に限る。）及び監事との間に、同法第 198 条において準用する第 111 条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 198 条において準用する第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事（会長）、副会長、事務総長の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の選定及び解職
- (5) その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとする者は、理事会の開催日の 5 日前までに、各理事及び監事に対し、理事会の日時、場所、目的である事項を掲載した書面により、その通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、会長はあらかじめ理事及び監事より書面又は電子メール等の電磁的方法（一般法人法施行規則第 92 条が定める電磁的方法をいう。以下同じ。）による承諾を得て、書面による前項の通知の発出に代えて、電磁的方法により

招集の通知を発することができる。ただし、理事及び監事の承諾は、理事及び監事に対しあらかじめ招集通知に用いる電磁的方法の種類及び内容を示して得なければならない。

- 5 第3項、第4項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第3項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第39条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務総長及びその他必要な職員を置く。
- 3 事務総長以外の職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 本定款は、評議員会の決議によって変更することができる。当法人の目的、事業、評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(解散)

第41条 当法人は、基本財産の滅失による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由のほか、東京 2025 世界陸上終了後の残務の結了によって解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第45条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会において定める。

(法令の準拠)

第46条 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

第12章 附則

(設立者の名称・住所)

第47条 当法人の設立者の名称及び所在地は次のとおりである。

東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
公益財団法人 日本陸上競技連盟
代表理事 尾縣 貢

(設立時評議員、設立時理事及び設立時監事の選任方法)

第48条 当法人の設立時評議員及び設立時理事並びに設立時監事は、設立者の決定によって選任する。

(設立時代表理事の選定方法)

第49条 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立初年度の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、第7条の規定にかかわらず、当法人の成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立初年度の事業計画及び収支予算)

第51条 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第8条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

以上、一般財団法人東京2025世界陸上財団設立のため本定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和5年6月28日

設立者

公益財団法人 日本陸上競技連盟
代表理事 尾縣 貢

⑨

⑨